

学校法人会計基準の概要

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務づけられています。

「学校法人会計基準」に定められている計算書類

1. 資金収支計算書

学校法人の、当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）に行った教育研究活動やこれに付随する活動に対応する全ての資金の動きを記録することによって、当該年度の収入と支出の内容を明らかにし、支払資金（現金および預貯金）の顛末を表します。

付属内訳表……資金収支内訳表，人件費内訳表

2. 消費収支計算書

学校法人の1年間（4月1日～翌年3月31日）の収支状況を表す重要な計算書類です。帰属収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入で賄われているかを表します。

付属内訳表……消費収支内訳表

帰属収入……学生生徒等納付金，補助金，寄附金などの学校法人に帰属する負債とされない収入

消費収入……帰属収入 - 基本金に組み入れる額

消費支出……人件費，教育研究経費，管理経費，借入金利息などの支出で，各種引当金繰入，減価償却額等を含みます。ただし，資本的支出は含みません。

基本金……学校法人がその諸活動の計画に基づき，教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として，帰属収入のうちから組み入れた額

1号基本金…教育の充実向上のために取得する固定資産の額

2号基本金…将来取得する固定資産に充てるために先行して組み入れる額

3号基本金…基金として継続的に保持し，運用する金銭その他の資産の額

4号基本金…恒常的に保持すべき資金の額

3. 貸借対照表

年度末における学校法人の資産，負債の内容，純資産（資産 - 負債）の額を明らかにします。

また，基本金（維持すべき金額）に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

付属明細表……固定資産明細表，借入金明細表，基本金明細表

「企業会計と学校会計の違い」

企業会計と学校会計の違いは、企業会計が収益と経費をとらえ損益を計算し、併せて企業の財政状態、すなわち資産、負債及び資本の状態を知ることによって、より収益力を高め、財政的安定性を図ることを目的としていることに対し、学校法人は、教育研究活動を主たる目的とする極めて公共性の高い公益法人で、企業のように収益の獲得を目的とするものではなく、学校会計は、収支の均衡の状況と財政の状態を正しくとらえ、教育研究活動が円滑に遂行され、法人の永続的発展に役立てようとするものである。